

「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」の概要

1 たばこ対策の必要性

- (1) 能動喫煙の害（喫煙者自身への害・主流煙による害）
- (2) 受動喫煙の害（副流煙による害）
- (3) たばこを原因とする死亡者数（年間推計：全国）
 - ・能動喫煙：約13万人、受動喫煙：約1万5千人
- (4) 子ども、患者等をたばこの害から守る必要性
 - ・子ども、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮
- (5) たばこによる害のない社会の実現に向けて
 - ・県、市町、関係団体、事業者等が相互に連携することが必要
 - ・県民一人一人が主体的な取組を進めることが必要

2 ガイドライン見直しの背景

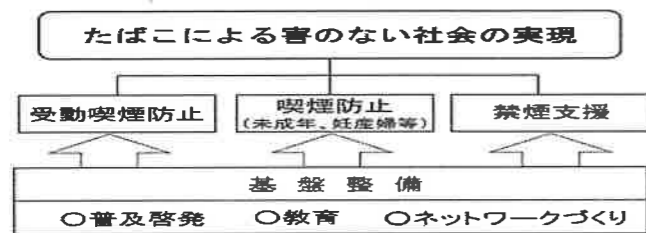
- (1) 制度改正等の状況（国の取組、県の取組）
- (2) 健康増進法の改正（H30年7月）
 - ・施設の種別ごとに受動喫煙防止対策の基準を設定
- (3) 受動喫煙防止の取組の推進に関する条例の制定（H30年10月）
 - ・平成30年9月定例会において全会一致で可決・成立
- (4) 山口県での取組と見直し
 - ・健康増進法の改正及び県条例の制定を踏まえ、ガイドラインの見直しを行うとともに、受動喫煙防止対策の取組を強化

3 「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」の位置付け

- 「やまぐち維新プラン」に掲げる「県民一斉健康づくりプロジェクト」で、たばこ対策の推進を位置付け
- 「健康やまぐち21計画（第2次）」で設定する「喫煙」についての対策を推進するための具体的な指針
- 「第3期山口県がん対策推進計画」における取組のひとつである「たばこ対策の充実」を推進するための具体的な指針

4 新たな体系と主な変更点

- 目指すべき最終目標を「たばこによる害のない社会の実現」とし、「受動喫煙防止」「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」「禁煙支援」を柱とする。
- 「基盤整備」の構成については、新たに「教育」を位置づけるとともに、旧ガイドラインにおける「人材育成」は「ネットワークづくり」に包含し、「評価」については新たに章立てした。



5 山口県の現状と課題

- (1) たばこが発症に関わる疾病の死亡率（肺がん死亡890人 H29）
- (2) 喫煙率（男27.1%、女6.9% H27）
- (3) 企業や公共的な空間（施設）におけるたばこ対策
- (4) 県内大学等の受動喫煙対策の実施状況（敷地内禁煙44% 令和元年）
- (5) 喫煙開始年齢別の割合（22歳までに開始：男91.8%、女66.7% H27）
- (6) COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度（37.4% H29）
- (7) 禁煙外来医療機関の推移（県内191か所 H31）

6 山口県のたばこ対策

「受動喫煙防止」

目標：たばこの煙のない（スモークフリー）環境を広げ、望まない受動喫煙を防止する。
基本方針：多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とする。

<公共的な空間における受動喫煙防止対策の基準>

- 施設等の種別ごとの基準
 - ・学校(大学、高等専門学校除く)、児童福祉施設等・・・敷地内禁煙
 - ・大学、高等専門学校、専修学校、医療施設等・・・敷地内禁煙
ただし、屋外に喫煙場所を設置可（20歳未満の者や患者に望まない受動喫煙が生じないよう最大限の配慮を行うこと。）
 - ・行政機関の庁舎・・・敷地内禁煙
ただし、屋外に喫煙場所を設置可
 - ・店舗、事業所等・・・屋内禁煙
ただし、喫煙専用室等での喫煙可
 - ・既存の経営規模の小さな飲食店・・・屋内禁煙
ただし、標識の掲示により喫煙可
 - ・通学路、公園等・・・受動喫煙防止対策のための配慮が特に必要
- 屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」（第二種施設）
 - ・通路・出入口等からおおむね10m以上離すことが必要
- 喫煙専用室等における標識の掲示
- 喫煙専用室等への立入制限
- 禁煙状況の利用者への掲示

<県の取組>

- 受動喫煙防止に向けた普及啓発
- 受動喫煙に関する教育の推進
- やまぐち健康応援団への加入促進
- 健康経営企業認定制度への登録促進

「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」

目標：「たばこを吸い始めたくない」意識・態度を向上させる。
基本方針：各ライフステージに応じて様々な場を活用し、たばこの害に関する情報提供や健康教育を行う。

<県の取組>

- ライフステージに応じた情報提供
- 未成年に対する健康教育の実施
- 喫煙防止指導を行う人材の育成・確保

「禁煙支援」

目標：効果的な禁煙支援により、禁煙成功者を増やす。
基本方針：喫煙者に対して、様々な機会を通じて禁煙を勧める情報提供を行う。禁煙希望者に対して、適切な禁煙支援を提供する。

<県の取組>

- 関係機関が連携した効果的な禁煙支援の実施
- 禁煙外来の普及・情報提供
- 禁煙を促す情報発信の強化
- 禁煙指導を行う人材の育成・確保

「基盤整備」

本ガイドラインに基づくたばこ対策を効果的に推進するための環境づくりとして、「普及啓発」「教育」「ネットワークづくり」に取り組む。

7 評価

- 本ガイドラインに基づく取組を効果的・効率的に推進するため、「山口県たばこ対策会議」による進行管理を行う。
- 学識経験を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等を持って構成する「山口県たばこ対策会議」において、たばこ対策の推進に関する毎年取組状況を報告するとともに、本ガイドラインの進行管理と評価を実施
 - 今後の社会情勢の変化や関係団体等の取組状況にあわせて適宜見直し、修正を行う。

8 参考資料

- ・「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(受動喫煙対策)
- ・受動喫煙防止の取組の推進に関する条例 等